

2 放課後児童クラブ部会について

「放課後児童クラブ部会」は、岡山市子ども・子育て会議が所掌する事務のうち、放課後児童クラブについて調査審議をするために、平成25年9月3日に設置しました。

部会を設置した理由は、岡山市子ども・子育て会議を親会として、大きな方針等を議論し、放課後児童クラブ部会と就学前教育・保育部会の2つの部会で、それぞれの分野について細かく議論した方が、議事がスムーズに進行するということからです。

(1) 放課後児童クラブ部会での主な調査審議内容

- ・放課後児童クラブのニーズ調査について
- ・岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- ・量の見込み及び確保の方策について（岡山市放課後児童健全育成事業）
- ・放課後子ども総合プランについて
- ・子ども・子育て支援に関するアンケート調査（案）について

(2) 平成27年度第2回部会までの議題及び概要

回次	開催日	議題等	概要
平成25年度 第1回	H25.10.8	(1)国における放課後児童クラブの基準等の検討状況について (2)放課後児童クラブのニーズ調査について	(1)検討の経過報告（従うべき基準と参酌する基準等の理解） (2)調査実施報告
平成25年度 第2回	H25.12.25	(1)国の「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」報告書（案）について (委員提出資料)岡山市の学童保育設置運営基準（案）	(1)5年間計画など国の方針に対する質疑 (委員提出資料)基準（案）説明と意見聴取

回次	開催日	議題等	概要
平成 25 年度 第 3 回	H26. 2. 24	(1)岡山市の方針（案）について (2)放課後児童クラブの基準策定 方針（案）について	(1)実施主体として 事業継続、 現行の補助方 式を継続 (2)基準策定方針 (案) 提示
平成 26 年度 第 1 回	H26. 7. 30	(1)ニーズ調査の報告 (2)岡山市放課後児童健全育成事 業の設備及び運営に関する基 準を定める条例の制定につい て	(1)結果報告 量の見込（案） 意見徴収 (2)条例（案）意 見聴取
平成 26 年度 第 2 回	H26. 9. 4	(1)岡山市放課後児童健全育成事 業の設備及び運営に関する基 準を定める条例（案）につい て (2)量の見込み及び確保の方策に ついて（岡山市放課後児童健 全育成事業）	(1)パブリックコ メント後の修 正案の提示と 意見聴取 (2)平成 31 年度の 量の見込み、 6,686 人に対 しての施設整 備意見聴取
平成 27 年度 第 1 回	H27. 11. 4	(1)放課後子ども総合プランにつ いて (報告)本市の放課後児童健全育 成事業の進捗状況について	(1)プランについ ての理解と本 市素案の意見 聴取 (2)「質の改善」 「量の確保」へ の取組み報告
平成 27 年度 第 2 回	H28. 2. 5	(1)放課後子ども総合プラン（案） について (2)子ども・子育て支援に関する アンケート調査（案）につい て (報告)平成 27 年度における放課 後児童健全育成事業の進捗状 況について	(1)修正案報告 (2)前回調査の調 査項目につい ての検討 (報告)施設整備 状況報告

3 岡山市の放課後児童クラブの現状について

岡山市の放課後児童クラブは、「地域の子どもは地域で守り育てる」という考え方を基に、地域の町内会長、民生・児童委員、小学校長や保護者の代表者等の方々に構成する「運営委員会」によって運営され、日々の育成支援にあたる放課後児童支援員等は各運営委員会により選任されています。

この方式では、それぞれの地域の特性や保護者ニーズを反映し得る地域協働による効率的で持続可能な運営方式として、地域の皆様方のご努力により、50年に亘り運営され、定着してまいりました。

(1) 経緯・課題

岡山市における放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という）は、昭和41年に設置された「留守家庭児童会」（所管：教育委員会／文部省補助／4校）に始まります。

昭和45年には国庫補助がなくなりましたが、単独事業として継続し、昭和51年には、厚生省の補助を受け、地域の運営委員会方式で運営する「岡山市児童育成クラブ」が設置（10クラブ）されました。

その後、平成7年に「岡山市児童クラブ連合会」（32クラブで構成）が発足し、その際、連合会と岡山市で協議し、「岡山市児童クラブ標準基準」が策定されました。

平成10年には、児童福祉法が改正され、放課後児童クラブを放課後児童健全育成事業として位置づけられることで初めて法制化がなされ、平成15年には3つの保育園で設置、平成16年には東養護学校での設置や、1箇所でのミニ児童クラブ（10人未満）も実施されるなどを経て、以後も、放課後児童クラブの設置数は拡大を続けてきました。

施設は、プレハブが約62%を占め、他に校舎取り込み型、余裕教室活用型などがあり、また、運営方式は現在、運営委員会方式によるものが85クラブ、保育所によるものが5クラブで、合計90箇所の放課後児童クラブがあります。

今後の課題としては、施設の老朽化対策、支援員等の確保、ボランティア運営による負担感の低減などがあり、解決に向けた対応が必要となっています。

課題

- 多額の事業費を無償ボランティアの運営委員又は児童の対応をしなければならぬ支援員が執行・管理している。
- 各児童クラブで開所日時等のサービスや保護者負担金等に較差が生じている。
- 支援員等の確保に苦慮している。
- 事業主が無償ボランティアの運営委員会会長であるが、事業主としての責任が大変重い。

(2) 子ども・子育て新制度について

社会環境の変化に伴い、子ども・子育て支援に対するニーズも大きく変化し、国は、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図ることを目的に、平成24年8月に、子ども・子育て関連3法※1を公布しました。

児童クラブに関しても放課後児童クラブの不足による待機児が多くの市区町村で発生し、いわゆる「小1の壁」などの問題の解消が求められるようになり、重要な施策として地域子ども・子育て支援事業のひとつと位置づけられました。

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みとして、次のような基本の方針が、平成25年度に開催された放課後児童クラブの基準に関する専門委員会で示されています。

- 市区町村が事業実施主体
(放課後児童健全育成事業を市区町村以外の者が実施する場合は届出が必要)
- 社会全体による費用負担
- 政府の推進体制
- 子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て支援法第62条

地域子ども・子育て支援事業

- ・ **放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）**
 - ・ 地域子育て支援事業
 - ・ 乳児家庭全戸訪問事業
 - ・ 子育て短期支援事業
 - ・ 一時預かり事業
 - ・ 病児・病後児保育事業
 - ・ 妊婦健康診査事業
 - ・ 養育支援訪問事業
 - ・ ファミリー・サポート・センター事業
 - ・ 延長保育事業
 - ・ 利用者支援事業

※1 子ども・子育て関連3法

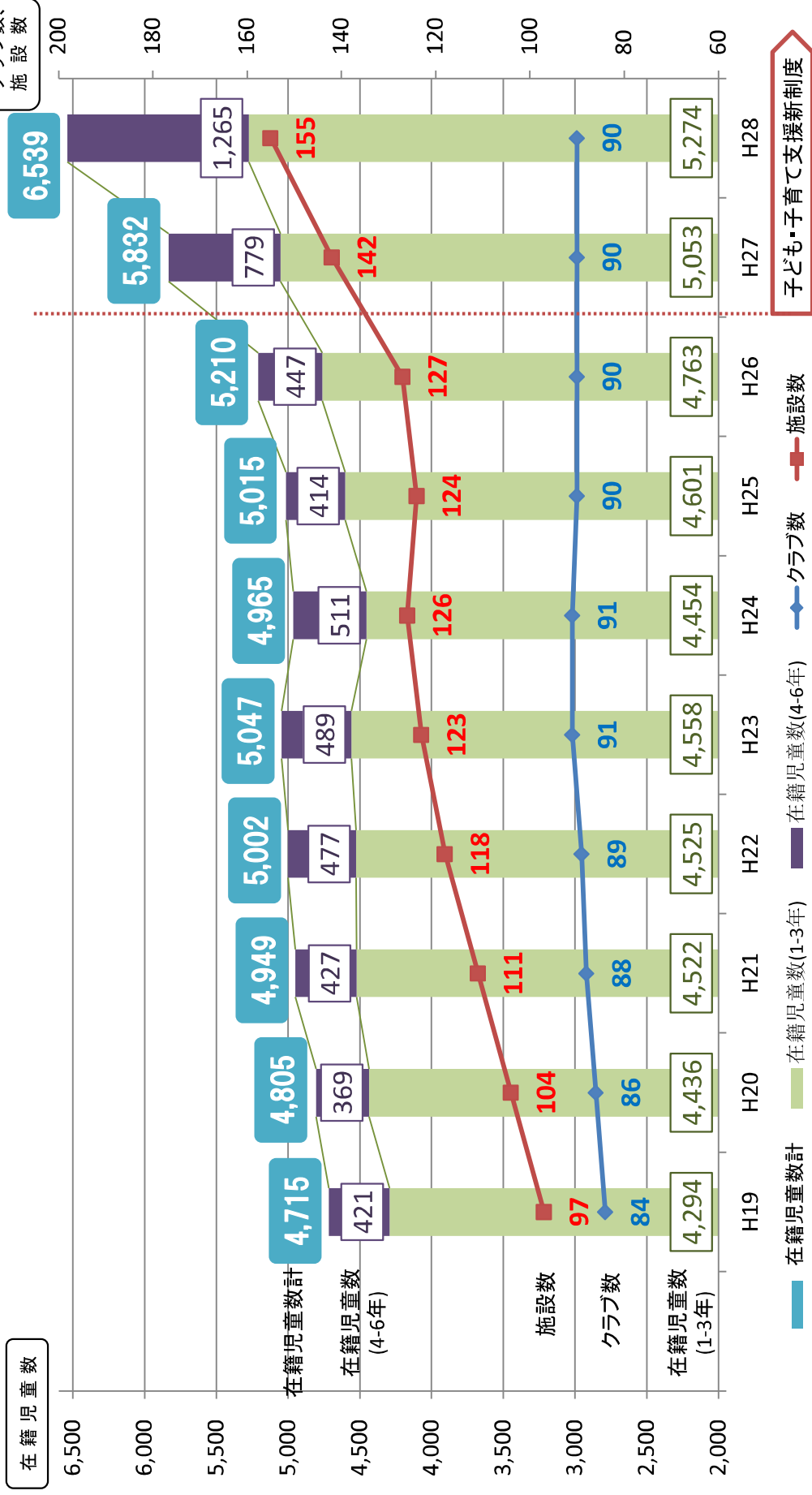
- ①子ども・子育て支援法
- ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法）
- ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（関係法律の整備法）

(3) 子ども・子育て支援法の施行に伴う児童クラブの主な改正事項

	新制度施行前	新制度施行後 (H27～)								
対象児童	おおむね10歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生 ※保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知する。(衆／参・附帯決議)								
設備及び運営の基準	特段の定めなし	国が省令で基準を定め、市区町村で条例を制定 [従事する者及び員数…従うべき基準] [施設、開所日数、時間など…参酌すべき基準] (例) 専用区画の面積は、児童一人につき概ね1.65平方メートル以上								
市区町村の関与	開始後1か月以内に事後の届け出など [届け出先：都道府県]	事業開始前の事前の届け出など [届け出先：市区町村]								
市区町村の情報収集	子育て支援事業に関し、必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供								
事業の実施の促進	特段の定めなし	市区町村の公有財産(学校の余裕教室など)の貸付け等による事業の促進								
計画等	<ul style="list-style-type: none"> 「市区町村行動計画」の策定。 総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務 	<ul style="list-style-type: none"> 「市区町村子ども・子育て支援事業計画」の策定 区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定 総合的かつ計画的に事業を実施する責務 								
費用負担割合	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="3" style="background-color: #ffff00;">保護者負担金</td> <td style="background-color: #90ee90;">事業主拠出金(国) 1/3</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #90ee90;">都道府県 1/3</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #90ee90;">市区町村 1/3</td> </tr> </table> <p>※平成26年度までは、大都市特例により岡山市には岡山県からの補助金未交付</p>	保護者負担金	事業主拠出金(国) 1/3	都道府県 1/3	市区町村 1/3	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="3" style="background-color: #ffff00;">保護者負担金</td> <td style="background-color: #90ee90;">事業主拠出金(国) 1/3</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #90ee90;">都道府県 1/3</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #90ee90;">市区町村 1/3</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">+</p> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>質の改善にかかる費用については、税制抜本改革による財源確保を前提(公費)</p> </div>	保護者負担金	事業主拠出金(国) 1/3	都道府県 1/3	市区町村 1/3
保護者負担金	事業主拠出金(国) 1/3									
	都道府県 1/3									
	市区町村 1/3									
保護者負担金	事業主拠出金(国) 1/3									
	都道府県 1/3									
	市区町村 1/3									

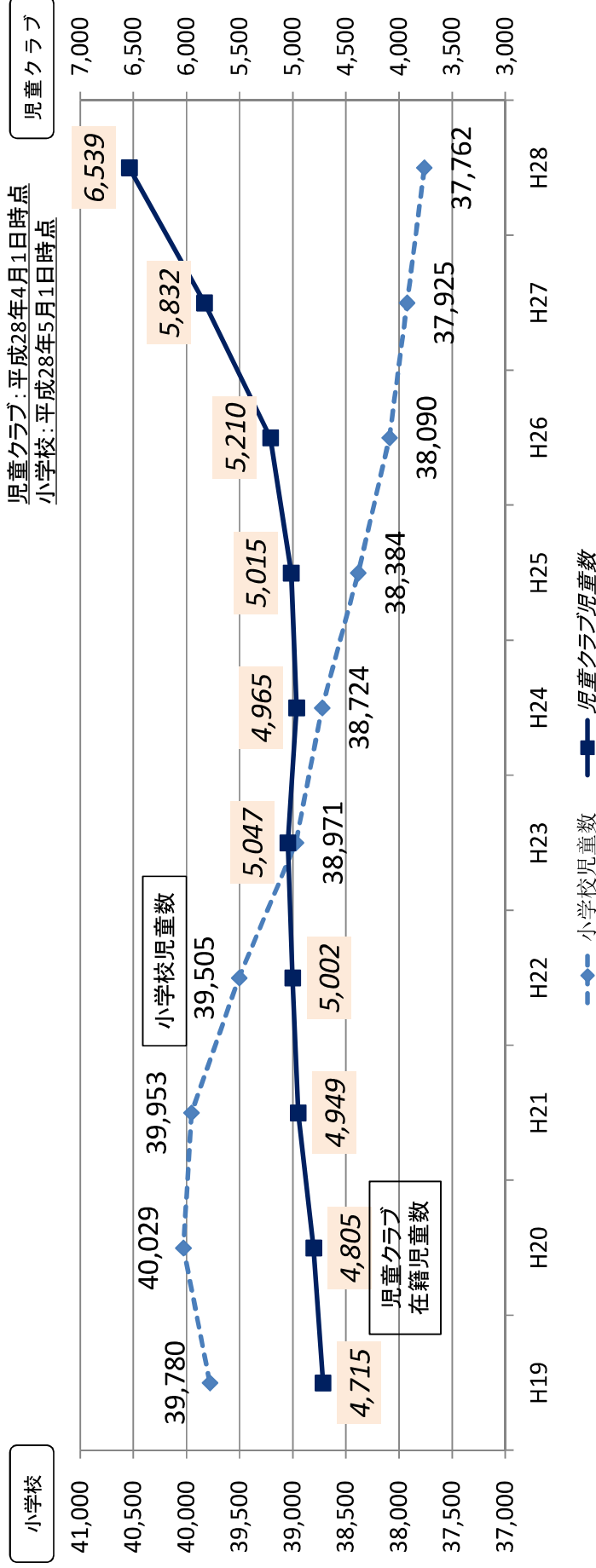
1 児童クラブ数、施設数、児童数(岡山市全体)

平成28年4月1日時点



平成28年度は、前年度比で児童数は707人、施設数は13施設の増加。児童数においては特に4～6年生の児童が486人と大きく増加している。

2 小学校児童数と児童クラブ児童数(岡山市全体)



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
児童クラブ 在籍率	11.9%	12.0%	12.4%	12.7%	13.0%	12.8%	13.1%	13.7%	15.4%	17.3%

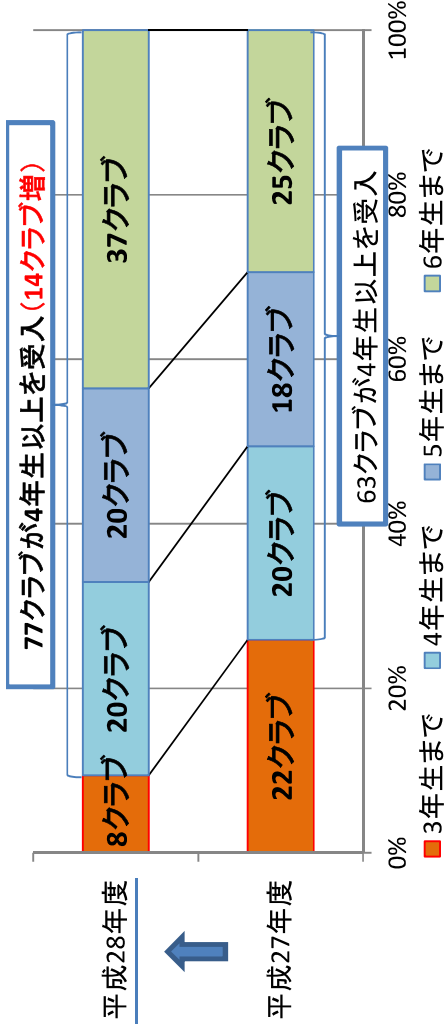
小学校児童数は減少傾向にあるが、児童クラブ児童数は増加している。児童クラブ在籍率(児童クラブ児童数÷小学校児童数)も、年々上昇傾向にある。背景には、放課後児童クラブの社会的ニーズの増加(共働き世帯の増加や、小学校高学年までの受入開始による児童数の増加や継続利用の増加など)が考えられる。

3 受入学年(運営委員会)

平成28年4月1日時点

児童クラブ別受入学年状況

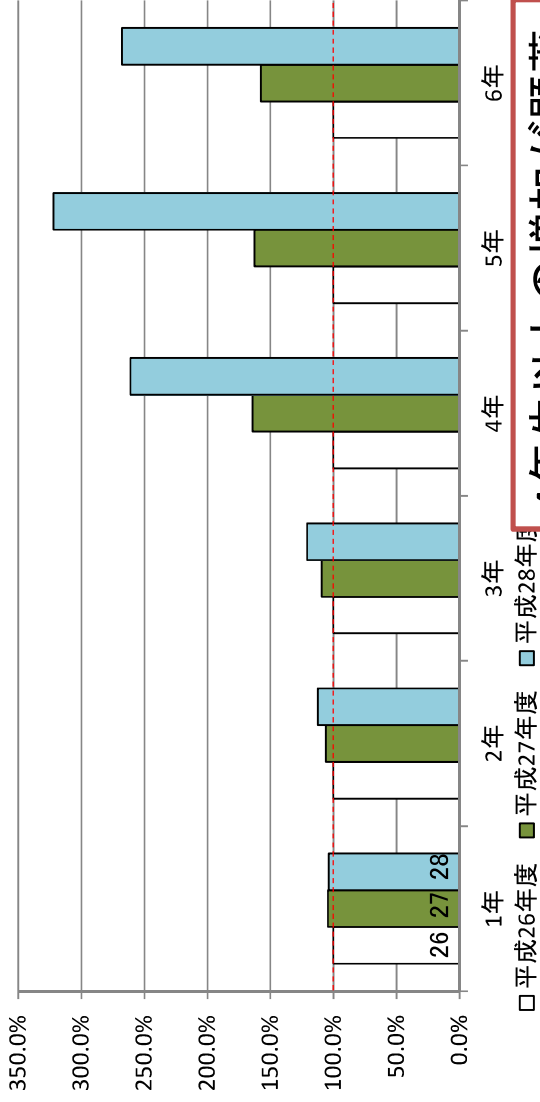
	平成27年度	平成28年度	増減
3年生まで	22クラブ	8クラブ	-14クラブ
4年生まで	20クラブ	20クラブ	0クラブ
5年生まで	18クラブ	20クラブ	2クラブ
6年生まで	25クラブ	37クラブ	12クラブ
3年生まで を受入	22クラブ	8クラブ	-14クラブ
4年生以上 を受入	63クラブ	77クラブ	14クラブ



学年別児童数状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1年	1,802人	1,882人	1,870人
2年	1,573人	1,672人	1,768人
3年	1,173人	1,283人	1,420人
4年	283人	465人	739人
5年	105人	171人	338人
6年	59人	93人	158人
平成26年度を100としての割合			
1年	100.0%	104.4%	103.8%
2年	100.0%	106.3%	112.4%
3年	100.0%	109.4%	121.1%
4年	100.0%	164.3%	261.1%
5年	100.0%	162.9%	321.9%
6年	100.0%	157.6%	267.8%

H26を100として
の割合

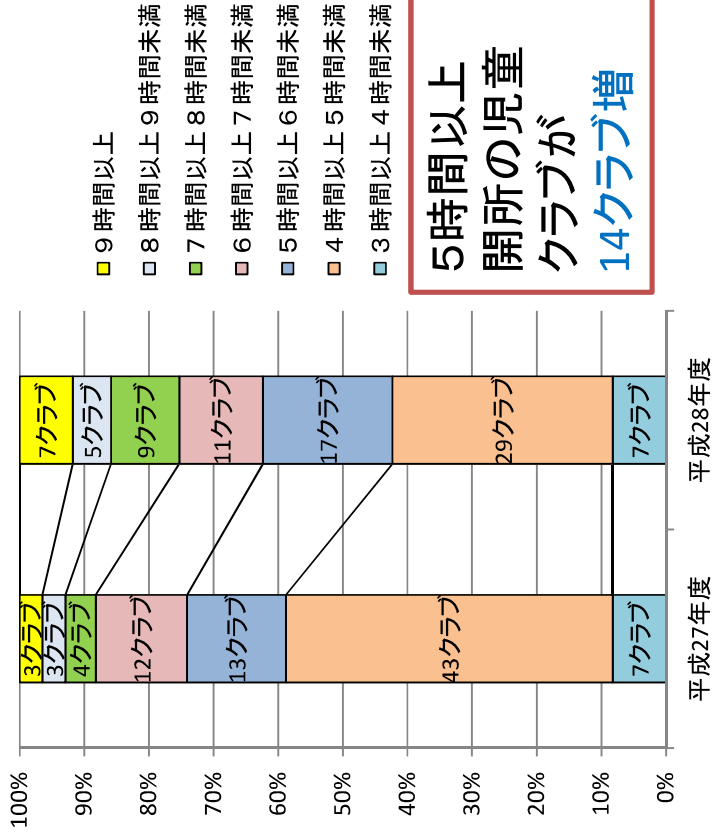


4 開所時間・開所日数(運営委員会)

平成28年4月1日時点
(平成28年度は主となる支援単位の状況)

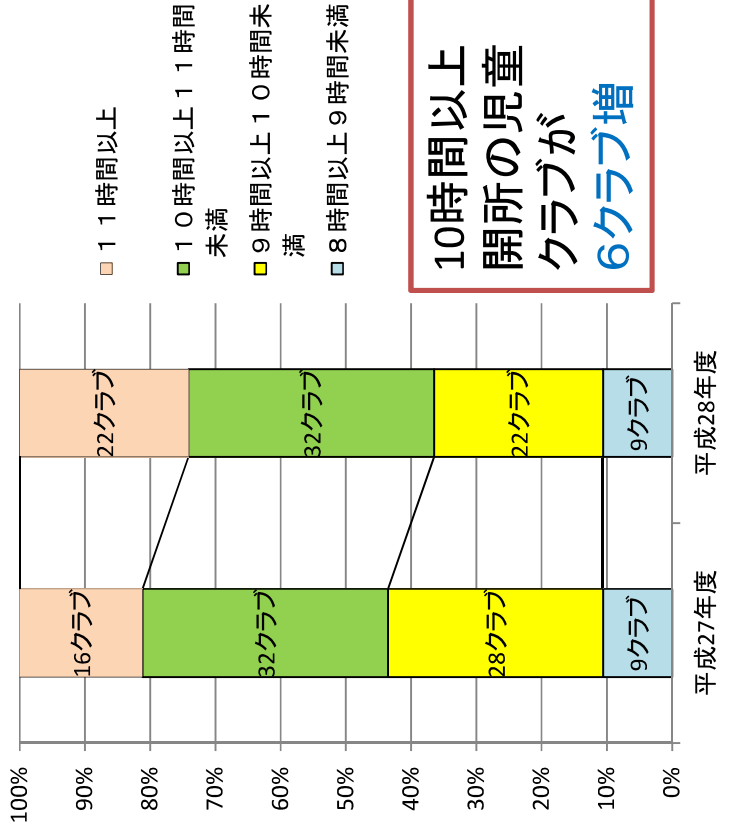
開所時間(学校授業日平日)

	平成27年度	平成28年度	前年度からの増減
3時間以上4時間未満	7クラブ	7クラブ	0クラブ
4時間以上5時間未満	43クラブ	29クラブ	-14クラブ
5時間以上6時間未満	13クラブ	17クラブ	4クラブ
6時間以上7時間未満	12クラブ	11クラブ	-1クラブ
7時間以上8時間未満	4クラブ	9クラブ	5クラブ
8時間以上9時間未満	3クラブ	5クラブ	2クラブ
9時間以上	3クラブ	7クラブ	4クラブ



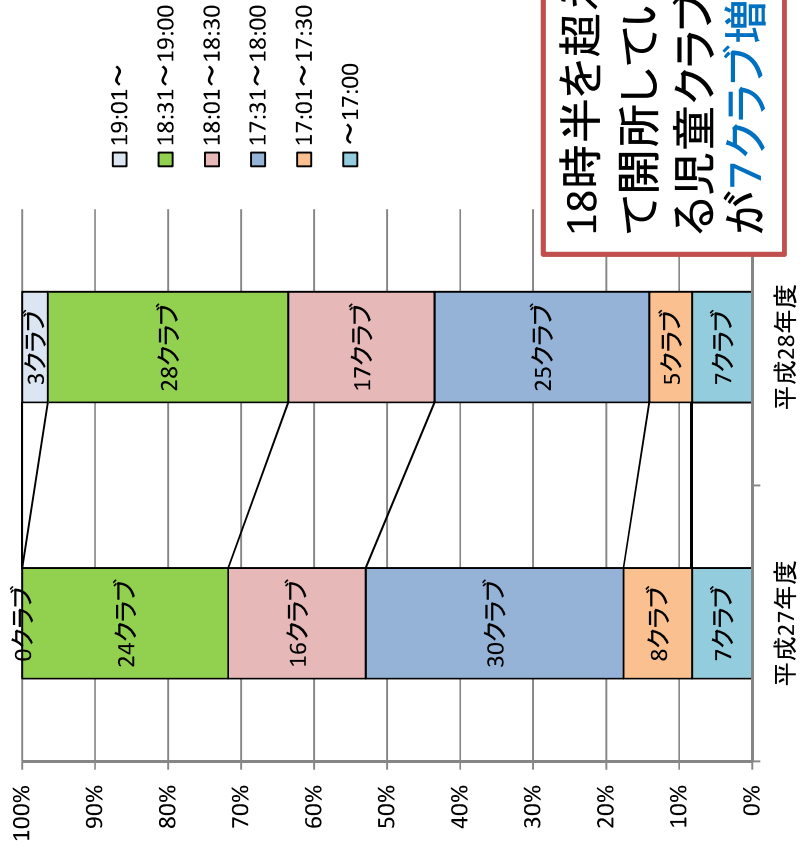
開所時間(長休日等学校授業日以外)

	平成27年度	平成28年度	前年度からの増減
8時間以上9時間未満	9クラブ	9クラブ	0クラブ
9時間以上10時間未満	28クラブ	22クラブ	-6クラブ
10時間以上11時間未満	32クラブ	32クラブ	0クラブ
11時間以上	16クラブ	22クラブ	6クラブ



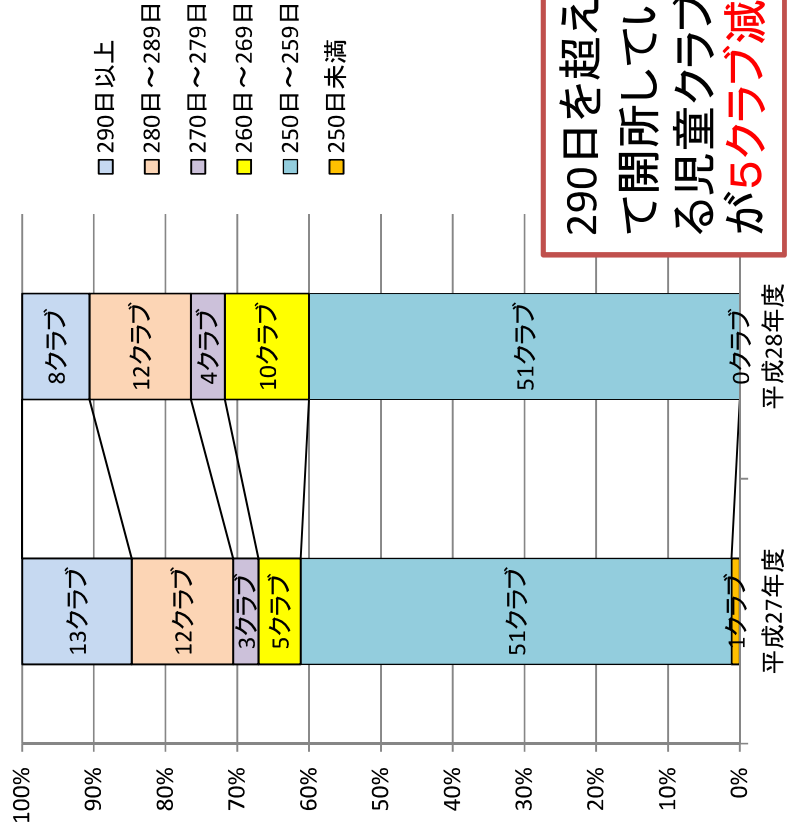
閉所時刻(学校授業日平日)

	平成27年度	平成28年度	前年度からの増減
～17:00	7クラブ	7クラブ	0クラブ
17:01～17:30	8クラブ	5クラブ	-3クラブ
17:31～18:00	30クラブ	25クラブ	-5クラブ
18:01～18:30	16クラブ	17クラブ	1クラブ
18:31～19:00	24クラブ	28クラブ	4クラブ
19:01～	0クラブ	3クラブ	3クラブ



開所日

	平成27年度	平成28年度	前年度からの増減
250日未満	1クラブ	0クラブ	-1クラブ
250日～259日	51クラブ	51クラブ	0クラブ
260日～269日	5クラブ	10クラブ	5クラブ
270日～279日	3クラブ	4クラブ	1クラブ
280日～289日	12クラブ	12クラブ	0クラブ
290日以上	13クラブ	8クラブ	-5クラブ

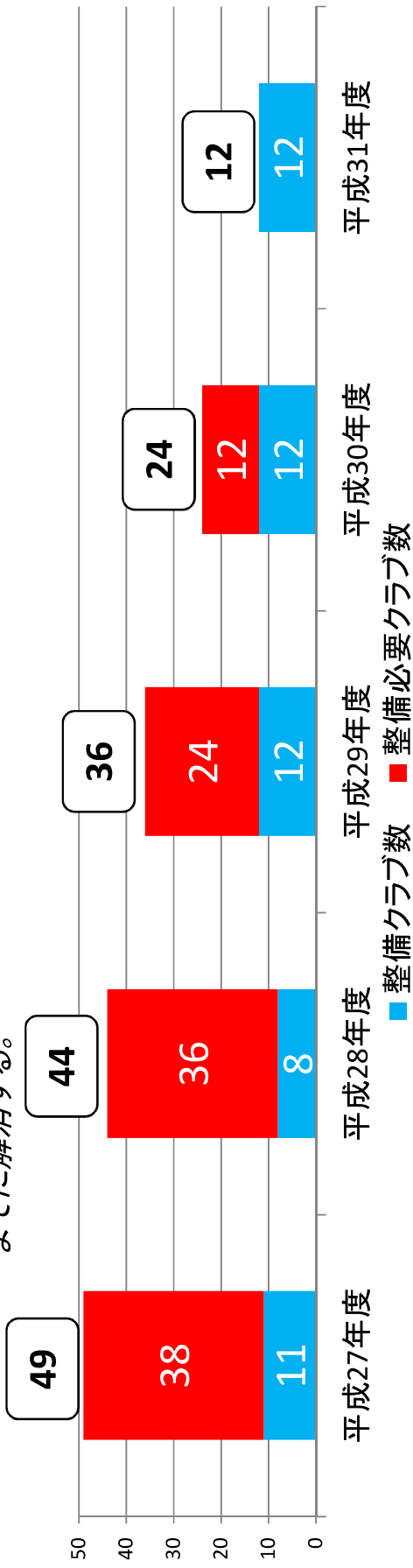


放課後児童クラブ「量の確保」(施設整備関係)

平成28年4月 現在

施設整備計画

85クラブ中44クラブが施設不足(平成28年度現在、見込みも含む)、これを平成31年度までに解消する。



平成27年度

学校施設改修 5クラブ(5施設) 三勲、富山、千種、曾根、御津南
 プレハブ施設建設 6クラブ(11施設) 政田、庄内、豊、芥子山、平井、加茂

平成28年度

学校施設改修 3クラブ(3施設) ※実施箇所未定
 プレハブ施設建設 5クラブ(12施設) 竜之口、宇野、陵南、灘崎、御南

平成26年度の「放課後子ども総合プラン」でも示された「学校施設の徹底活用」について、各学校の状況を踏まえ協議を進め、整備可能となった際には前倒しで対応していく。(学校施設改修・プレハブ施設建設)